

第5

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
5	1	ペットやホビーとしての野生生物(生体)の新規輸入は全面禁止にすべき。	本法では、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し輸入規制を行うこととしています。特定外来生物については愛玩目的の飼養等については、許可の対象としない旨、本基本方針案に記述しています。	2
	2	「いかなる生物も、野外に逸出することで今まで知られていなかった被害を及ぼす恐れがあることを考慮し、意図的に野外に放つ行為は原則として禁止する。ただし、国土保全等の正当な理由があるものはこの限りではない」という一文を追加することを提案する。	本法では、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し規制を行うこととしています。	1
				3
5-1	1	未判定外来生物の指定は、現在国内で繁殖繁茂が確認されている外来生物を網羅し、被害がないと認められない限り輸入制限を行なう、という意味に取れるが、11頁の未判定外来生物の項目では輸入されていないもの、現在定着していないものという内容だが、これは原則であり基本的な枠組は拡大できると考えて良いか。	未判定外来生物については、当該生物に係る科学的知見がないために被害があるかどうか分からないものを言います。このため、国内ですでに繁殖しているものは未判定外来生物には該当しません。	1
	2	主務大臣の判断により、国内の生態系等に影響がないと判断される際に設置される学識経験者による検討会において、環境影響評価などリスク分析を行い、事前にその結果を公表するべきではないか。	未判定外来生物の判定の手順については、第2の考え方に沿って行うことを追記しました。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	3	特段の影響がないと判断され国内に移入された場合であっても、その後に事前の予測と違う事態が生じる恐れもある。これを事前に防止する措置として、移入される外来生物全てに対し、届出登録やマイクロチップによる固体識別などを導入することが望ましい。この措置をとることによって、第16条「原因者」を特定することも容易になり、法の実効性も高まると考えられる。	本法では、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し規制を行うこととしています。	1
	4	既存の知見がない場合には、申請者に影響の有無を証明させることになるのか。	判定は主務大臣が行うものであり、届出者に影響の有無を証明させる義務を課すことはありません。	2
	5	未判定外来生物の、被害の可能性の判定が当初の期間内に出来ない場合、6ヶ月の期間を延長できるようにすべきこと。	判定の期間は法律で6月以内と定められています。	1
				6
(1)	1	生命科学、バイオテクノロジー分野の研究及び産業利用における微生物の重要性を考慮し、特定外来生物被害防止基本方針が生命科学研究の妨げとならないよう配慮願う。日本の科学(あるいは科学教育)は、一部を除き、衰退の危機に瀕している。そうした背景の下で、研究対象生物の制限がさらに加わること、また世界の研究者との共同において材料の入手に困難が生じることは、生命科学研究の進展・復興の大いなる障壁になるものと予想される。	微生物については、当分の間、未判定外来生物の選定の対象としません。	1
	2	本法律を機械的に適用すると、外来害虫は頻繁に侵入してくるのに、その天敵は速やかに導入できないという矛盾が想定される。「有害外来生物を防除する目的で、植物防疫所や試験研究機関及び大学等の公的機関が有用外来生物を導入する場合は、主務大臣に特別の許可を受けた場合に限り、当該有用外来生物を未判定外来生物の選定の対象としない。」を追加されたい。	本法は、特定外来生物による被害防止を目的としています。外来生物を導入することが明らかであれば、未判定外来生物にするかどうかではなく、特定外来生物に選定するかどうかの判定が必要となると考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	3	「ア」の定義は、2頁の18-20行目に書かれている「未判定外来種」の説明と異なっており、大きな混乱を招く恐れがあるため、方針全体で、「未判定外来種」の定義を、論理的かつ明確に行う必要がある。同時に、「特定外来種」の定義も明確にさせる必要がある。	未判定外来生物は、当該生物に係る科学的知見が乏しいために被害があるかどうかわからない生物が該当します。アで記述した我が国に導入された記録がないものや現在輸入されておらず野外にも生息していないような生物は科学的知見に乏しいものとして選定の候補となります。	2
	4	「イ」を削除するか「イ」の次に、「ただし、外来の菌類、細菌類、ウイルス等の微生物、およびこれらを媒介すると疑われる生物による重大な被害が生じると予想される場合は、これらの微生物とその媒介者となる生物も未判定外来生物の選定の対象とする」を加えるべき	微生物については、個体としての識別が容易にできないため、当分の間対象としないこととしています。	2
	5	導入記録や未定着記録のリストを作成し公表する必要があるが、作成する予定であるのか。	ご指摘の事項は、今後の運用に当たり検討してまいります。	2
	6	輸入されていない外来生物はまずは無条件に未判定外来生物にすべきである。	既存の知見から被害がないことが明らかなものまで未判定外来生物に指定する必要はないと考えます。	1
	7	肉眼レベルのものを基準とするときは、被害に対する基準も見直す必要がある。生態系への被害、ではなく、人間活動に対する被害、を第一に考える。	本法は、特定外来生物による被害防止を目的としています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	8	地域を対象として要注意対象地域、また生物種を対象とした要注意種リストを設け、現段階では判断のつかないグレーの部分についても常に監視していく体制を設ける必要があり、エ 我が国に導入され野外で定着している外来生物、および現在も輸入されているが特定外来生物に指定されていない生物についても、その野外での定着の状況、生態特性等の観点から注意を要する種については、要注意リストを設けて、モニタリングを行うものとする。」を加えるべき。	「要注意種」の考え方については、第5の3の科学的知見の充実において外来生物に係る科学的知見を充実していく中で検討していきたいと考えています。	1
	9	未判定外来生物の選定の対象を行う前にわが国に輸入されている野生生物の実態把握を行ったうえで決めるべきである。	ご意見は今後の具体的施策の推進に当たり、参考にさせていただきます。	1
				12
	(2)	1 判定にあたっては予防原則的に疑わしきは指定するとの趣旨を明記すべきである。	ご意見と同趣旨の記述を、(5)においてしています。	2
	2	「未判定外来生物」について新たな定義が行われており、「(1)選定の前提」の「ア」などの内容とどのような関係にあるのかわからないため、「未判定外来生物」に関連した記述を統一して、一つの項で明確に定義すべき。	アは未判定外来生物の定義ではなく、選定に当たっての前提条件です。	2
	3	「特定外来生物と似た生態的特性を有し、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物・・・」という記述は、選定対象の判別がかなり難しいと思われるので再度文言について検討していただきたい。	当該記述は、本法に規定された未判定外来生物の定義を踏まえ記述していますので、基本方針において変更はできません。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		4 「必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。」という記述があるが、安易に属や科等の生物分類群で選定するものではないので、上記文言については削除していただけるよう検討していただきたい。	属や科で対応できる場合には対応するという趣旨です。	1
		5 種レベルでよく、科や属レベルでものを決める必要はない。	〃	1
				7
	(3)	1 OIEが畜水産物の貿易に関連し畜産水産の衛生及び防疫の基本的条約であり、輸入に付随して侵入する可能性のある有害外来種の防止などの専門知見を有している国際機関であり、WTOでは、定義が狭すぎるため「貿易措置との関係」「…(SPS協定)、OIEに…」とすべき。	当該記述は、WTO加盟国への通報手続について記述しており、条約一般に係る記述ではありません。この点、紛らわしいため、ウの標題をWTO通報手続に変更します。	1
		2 パブリックコメント以外にも、必ず、その生物を良く知る一般人から、意見を聴取すべき。	パブリックコメントの中で対応可能と考えます。	1
		3 学識経験者だけでなく、生物を利用している者からも聴取すべき。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		4 次の事項を追加すべき。 エ 有害外来生物の防除のため、公的機関が外来生物を有害外来生物の天敵として導入する場合、この天敵を未判定外来生物の選定の対象としない。	未判定外来生物は生態系等に被害を及ぼすかどうか知見がないものを選定することとしています。	1
				4

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	(4)	1 輸入を許可するのは、海外または日本で、輸入されても問題が発生していないことが明らかな種だけに対してすべきであって、その問題が発生しているかいないかを確認するために、原則として、全ての輸入種について、その学名・原産国・生態的特性に関する情報を届け出させるべきである。	対象となるのは未判定外来生物です。	3
		2 最終的に主務大臣が行うにしても、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聞いたうえで判定すべきである。また、申請者の届出事項が基礎的な生態学的特性の情報提供に留まっており、申請者にも立証責任を課すためにも、リスク評価に関わる情報の提供を求めるべきである。	第2の2～4の考え方に沿って判定する旨追記します。また、本法律では評価に関わる情報の提供を求めることとされていないため、情報の提供は必須ではありませんが、自主的な提供は受けることとしますので、その旨の修文をします。	1
		3 未判定外来生物を輸入しようとする者から科学的知見をできる限り提出させるべきである。	本法律では評価に関わる情報の提供を求めることとされていないため、情報の提供は必須ではありませんが、自主的な提供は受けることとしますので、その旨の修文をします。	1
				5
	(5)	1 この項の最後に、「また、特定外来生物の選定、未判定外来生物の選定と短期間の判定等に必要不可欠な国内外の情報収集、生態影響試験とリスク評価、およびこれらの情報を網羅し、選定と判定に役立つデータベースを構築するための研究体制を整備していくことが重要である。」を追加する。	判別に役立つデータベースについては2(1)に記述しています。	1
		2 意味無く判定を早めるのではなく、十二分に時間を掛けて慎重の上にも慎重に判断をすべきである。	知見がないため未判定外来生物として指定し、輸入禁止という制限を課していることから、判定に必要な科学的知見を集めるのに支障がない範囲であれば極力期間を短くすべきと考えます。	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		未判定外来生物の判定をどのような体制で実施するのかについてもっときちんと明記すべき。	未判定外来生物の判定に際しては、本基本方針案の第2の2～4に記した特定外来生物の選定の手続に沿って進めることとなりますので、その旨わかるように修文いたします。	2
				6
5-2	(1)	1 各々の選定の考え方にどのような例が当てはまるのか、基準が不明。	具体的な例は、個々に検討することが必要と考えます。	2
		2 種類名という言葉は種名とすべき。	法律上、「種類名」となっています。	1
		3 次のように修正すべきである。「さらに、学識経験者等の支援を得て、外来生物の種類名同定のためのデータベースを構築し、関係府省が連携して特定外来生物の識別マニュアル等税関等における審査の円滑化を図るよう努める。」	ご意見を踏まえ、識別マニュアル等の整備を行う旨の追加記述をします。	1
				4
	(2)	1 種類名証明書については、海外で発行できない場合の体制整備が重要であり、2(2)証明書の発行は「...体制を整備することとする」として頂きたい。	関係機関との調整も必要であり、努力することとしています。	1
				1
5-3		1 学識経験者の知見も重要だが、外来生物と関わりのある一般人の知見は現実である。一方的な学識だけでなく一般人の生の情報を科学的に検証し、科学的知見の充実に生かすべきであり、その旨を追加すること。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	2	生物多様性を重んじる研究者だけでなく、産業的な部分も含めて、考えることのできる研究者にも、是非、調査、研究に参加して頂きたいと思う。	〃	1
	3	今現在、自然界に存在し、一部有効利用が図られているものについては、利害が相反する者双方が、十分に納得しうよう、客観的かつ公平で、必要十分の科学的(自然科学だけではなく)検証を望む。	〃	1
	4	外来種に対して正確な生息調査を行い、徹底した情報開示を行うことができるか。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	2
	5	今後変化しうる日本という国土における予測をどう見るべきかで判断は大きく分かれる種がある。これを迅速に短期間で不要であると決めつけて良いものか疑問である。	被害の判定の考え方については、第2で記述しています。	1
	6	監視体制や情報収集機関が必要であるが、具体的には、特定外来生物を発見した場合、どこに通報し、どこが対応するのかを示すべきである。	関係機関がそれぞれの立場において対応することになります。	1
	7	監視より、さらにもっと重要なのが海外から「持ち込まない」ことである。	ご指摘の点はどちらも重要と考えます。	1
	8	調査研究や技術開発を担保する法的、予算的な裏付け、体制整備等の記述が必要。	本法には財政的措置に係る規定がないため、法の範疇を越える記述はできません。予算や体制整備については、今後の法の運用に際して具体的に検討することとしています。	1
	9	国民の何%が理解した時点で、国民の理解を得られたと判断するのか、今の状態では少なくとも私は納得していない。	できるだけ多くの方々の理解を得よう努める所存です。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	10	外来生物問題へ迅速に対処するには違法輸入の実態把握が重要である。科学的知見の充実は「...外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、違法輸入の実態を把握し、外国政府機関や...」として頂きたい。	第1の3において、外国の政府機関や専門家との情報交換を行い、科学的知見の収集に努める旨追記しています。	2
	11	「調査研究に際しては、～科学的知見のより一層の充実に努めていくものとする」の部分に続けて、「ただし、科学的知見を得るにあたり、日本国内における事例を必要としない」という一文を入れることが必要。	第2の2(2)において国内の科学的知見だけでなく、国外の知見について活用する旨記述しています。	1
	12	「...各分野の調査研究を推進する。」のあとに、「特に、当分の間対象としないとした、菌類、細菌類、ウィルス等微生物については、早期に外来微生物の判定及びその適切な評価を可能とするために、国内外の微生物の分類、分布及び生態的特性等に関する調査研究を重点的に進めることが重要である。」を加えるべき。	当該箇所は、外来生物全般について記述しているところであり、微生物を特記することは適切ではないと考えています。	1
	13	「何よりも生物の特性～」は、「何よりも当該外来生物の特性～」と明確化すべき。	種類名添付生物のように外来生物でないものも対象になり得ますので、「生物」が適切な用語となります。	1
	14	情報の早期収集にはできるだけ多くの監視の目が必要であり、「専門家」のみならず「NGO・NPO」との協力による幅広いネットワーク作りが不可欠であり、文言を「専門家・NGO・NPO」拡大すべきである。	ご意見を踏まえ、民間団体等と連携していく旨の修文をします。	2
	15	実際、一生物を防除するだけの科学的根拠をだし関係府庁、学識経験者だけでなく、マスコミや民間団体等の持っているデータや意見を元に総合的に判断して頂きたいが、完全に防除出来るものではない。	今後とも科学的知見の充実に努めてまいります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		16 現在の科研費のように資源を投入することには反対である。特定の科学者に資源が集中したり、立場によって研究が続けられなくなるようなことが無いようにお願いしたい。	ご意見は今後の施策の参考とします。	1
				21
5-4	1	偏った考えを押し付けるような普及の仕方は絶対に行わないように願う。例えば、すでにこの動物は悪い動物なので選定されるべきであるような報道の仕方などはもってのほか。	ご意見は、参考にさせていただきます。	6
	2	普及啓発は正しい情報を元に行わなければならない。啓発に用いる資料などはその内容の正確さについての責任を明確にしなければならないという事を追加すること。特定外来生物だから殺してもよいなどと言うのでは無い事など、特に学校教育では十分な配慮が必要である。	”	4
	3	特定外来生物法制定に至る十分な説明がないまま法だけが先行し、そこから国民の理解の増進に至るのは民主主義に反する。人命に危害を及ぼす外来生物については安全のためやむを得ないと思うが、それ以外は十分な検討、研究時間を経て、かつそれを十分に関係者に周知した後に行われるべきである。	生態系や農林水産業に係る被害へも対応が必要です。	2
	4	その種がすでに存在し、排除に対して国民の理解と協力が得られず、対象とする種が国民にとって必要であり存続を求めた場合は如何するのでしょうか。	現に被害があるのであれば、被害防止の対策が必要ですが、防除については、地域の状況等に応じて適切に実施することが必要と考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	5	『市民参加型』の防除活動等も視野に入れてほしい。各自治体やそれに付随する各種教育機関(博物館等)をフル活用して市民の参加を促し、それに反対する者が行う妨害等を取り締まれる法も準備すべき。	ご指摘の点については、今後、各地域毎に対応すべき課題と考えます。	1
	6	環境教育を行う現場すら身近にない状況を、ビオトープや人工的な施設で間に合わせないでほしい。	ご意見は、参考にさせていただきます。	1
	7	この法律が、いわゆる国内移入種を対象としていないことから、国境を基準として国外移入種こそが問題であるという誤解を生みやすいので、誤解のないよう配慮すべき。	〃	1
	8	代表例として取り上げられるものこそが外来生物で、外来生物は少数の特別な存在だという誤解を生みやすいため、外来生物は身の回りに数多く生息していることを周知し、外来生物イコール排除という理解を生まないように配慮すべき。	〃	1
	9	「動物の権利」(Animal Rights)を尊重することを明記すべき。	動物の取扱いについては、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿うこととしています。	1
	10	一度、特定外来生物の指定をされた場合でも、その後に国民に理解を得られない状況が起きた場合には、指定の再検討をしその指定を解除できる条文が必要。これはその種が国民にとって必要であるにも係わらず指定を知らずにいる者が必ず存在するからであり、これがもし成されなければ、国民の理解の増進は有り得ない。	指定の再検討は、新たな知見の充実など必要があれば行うこととなります。	2
	11	「学習機会の提供」という個所があるが、観念的教育を行なっている県があり、これは思想の弾圧に近い教育方針だと思われるので、「体験学習などの学習機会の提供」という言葉に変更はできないものか。	体験学習も含め、様々な学習機会の提供があるものと考えます。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	12	「学習機会の提供」は「生物多様性及び生態系について学習機会の提供」とした方がいい。	「外来生物対策に係る基本的な理解を高める」ための内容として生物多様性及び生態系に関するものがあると理解しています。	1
	13	少なくとも所得による納税者が対象であり、基本は選挙権を持つ成人を対象とするべき。	学校教育を含め、あらゆる機会をとらえて普及啓発をすることは外来生物対策に関して重要と考えます。	1
	14	先入観からの偏った「学習機会」を与えないために科学的知見から十分検討し指針のようなものを作っていくことが不可欠。	ご意見は、参考にさせていただきます。	1
	15	特定外来生物を選定し、選択的に駆除等に取り組むにせよ、国民の理解がなければ、生態系の維持は望めないため、4項の国民の理解の増進はもっとも重要な項目であり、より強化を望む。	〃	1
	16	形式的に動愛法に係る言及が入れられてはいるものの、実質的には、殺処分の正当化に始終し、教育の現場で子供たちが知ることが好ましい内容とは客観的に考えられず、教育学の立場からは、まだ十分に論議のなされていない、非常に大きな矛盾を内包した欠陥案であるように判断される。対策のオプションを増やし、矛盾を解決し、教育的・社会的影響を考慮した、じっくり練られた案の再検討が必至であると考えます。	防除について、国民の理解の増進が必要と考えています。	1
	17	「外来生物対策に係る基本的な理解」というのはおかしい。「対策」とは外来生物をとりまく知識の一側面にしかすぎない。「外来生物に係る基本的な理解」とすべき。	具体的な行動まで理解していただくことが必要であり、対策としています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	18	具体的な教育機会についての設定と、そのための人材の養成・研修、教材の整備を検討するなど機会の活用についての取り組みも必要。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
	19	文部科学省と連携のうえ、学校教育の総合的学習などで具体的なカリキュラムが導入されるよう人材の養成・研修、教材の整備を検討すべきである。その際に、前提となる地域の生態系や多様性の保全の理解についての課題整理も必要である。	学校教育等における具体的な取組については、今後、本法の運用に際して関係各省と検討を進めることとしています。	3
	20	また動植物を取り扱う業者や個人飼養者においても、外来種の逸出の危険性や根本的な外来種の問題の理解が深まるよう業界団体への働きかけや教育の機会を設けることも必要である。	ご意見の趣旨を踏まえて、外来生物を取り扱う事業者等の関係者に法律の仕組み等を明らかにする旨の追加記述を検討しています。	3
	21	学校教育、社会教育などを行うにあたり、外来種問題を引き起こした人間の責任を明確に一般市民に伝え、輸入規制の必要性、ペットを飼うなら生涯責任をもって飼うことを教えるべき。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	2
	22	学校教育でも、地域の行事でも、生き物を自然に放すことが善行とされており、それが自然に対する破壊行為、すなわち悪であることをすべての国民に理解してもらうことが必要である。鯉の放流、イワナ・ヤマメの放流、ホタルの放流などを早期に禁止し、国民の理解を求めるべきである。	本法では、外来生物すべてではなく、我が国の生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物について対応が必要であり、そのような外来生物については特定外来生物に指定して適切に管理を行うこととしています。	1
	23	生物の「住み分け」に関して先ず教育すべき。「ある特定地域」の一方的意見、一部のマスコミ批判だけを参考にして教えるでは無く、共存共栄の為にはから教えるべきではなからうか。	〃	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		24 「国民理解」はあらゆる機会を作るだけでなく、色々と釣り場を回ったりしてみるとか「現地を見る」のが大事。そのような指導員を増やすのも良いかもしれない。	学校教育、社会教育を含め、あらゆる機会をとらえて普及啓発をすることは外来生物対策に関して重要と考えます。	1
		25 環境教育は自然を「教える」のではなく「興味を持たせる」目的でやるべき。	今後の施策の参考とします。	1
		26 命あるものであることにかんがみ、法律に沿った適切な方法をとることとともに、国家としての方針案であることもあり、人道的・教育的な視点に留意するべきであると考えます。	〃	2
				44
5-5	1	「国内移動による外来種の対応の考え方」として今後の対処・検討課題について記述することは必須の要件である。	外来生物法では、海外から我が国に導入される外来生物を対象にしており、本法に基づく基本方針において、国内由来の外来生物に係る対策について記述することはできません。ご意見については、今後の自然環境保全行政の参考にさせていただきます。	1
	2	国内外来種の問題について、自然公園法の政令改正だけでは十分とはいえ、したがって、基本方針のなかでも国内外来種および生物多様性重要な地域での対策について記述すべきである。	〃	1
				2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	(1)	1 「非意図的に導入される特定外来生物」が本法の直接的な規制の対象とならない理由が不明。同様に、「バラスト水に含まれる生物の移動に関しては、本法で対象とするものではない」とする根拠がない。どのような経路にせよ、外来生物の侵入はあり得るので、包括的に特定外来生物を規制する法案とすべき。特に、非意図的に導入される生物を例外扱いすることは、法案の抜け道を作ることになりかねず、実効性に疑問を生じることになる。	非意図的に導入されるが以来生物が本法の対象とならないということではなく、非意図的に導入する行為を意図的な行為である飼養等であるとして規制をかけることはできないという趣旨です。	1
		2 本法では、対象が海外からの意図的導入による種および亜種であるが、国内外来種の地域個体群間の移動の問題についても、基本的な考え方を明示する必要があると思われる。(1)で非意図的導入について考え方を明示していることに倣い、是非国内外来種問題についても触れていただきたい。	外来生物法では、海外から我が国に導入される外来生物を対象にしており、本法に基づく基本方針において、国内由来の外来生物に係る対策について記述することはできません。ご意見については、今後の自然環境保全行政の参考にさせていただきます。	1
		3 非意図的導入についても生態系被害のおそれがあり、極力これを防止する必要があるから、過失による持ち込みを抑止するような文言を付加すべきである。	過失による行為の抑止はたいへん困難であると考えられます。非意図的な導入について、被害が生じる場合には対応が必要と考えます。	2
		4 バラスト水による導入についても、今後予防的な対策を検討すべきである。	ご意見は、今後の施策の参考とします。	1
		5 防除等対応のタイミングが、被害のおそれがわかった時か、あるいは、被害が確認された時かが、不分明であるため、非意図的に導入される種についての対応・措置が、あまりにも抽象的となっている。より具体的な記述と方針の決定が望まれる。	具体的な対応は、個々の状況に応じて検討すべきものと考えます。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	6	「海域において特定外来生物の存在が確認された場合には、本基本方針の考え方にに基づき、必要に応じて飼養の制限・輸入の禁止・防除等の措置を検討することとする」とすべき。	海域に存する特定外来生物を拾得して活用しようとする場合には、当然本法の飼養等の制限がかかりますので、敢えて明示する必要はないと考えます。	2
	7	「本法の直接的な規制の対象とはならない」という記述は不要で削除すべきである。非意図的種も現在重要で対策を求められており、後半の文章で対応すると述べているため。	非意図的な導入について、飼養等の規制に係るのかどうか誤解を与える可能性があるため、このような記述をしています。	1
	8	非人為的に(非意図的に)移入される生物(例えば、船舶のバラスト水に紛れている生物など)に対して、どう解釈し、対応するのが不明である。	本法による規制はできないということです。別途、バラスト水条約に係る検討がなされていると承知しています。	1
	9	輸入木材のチェック強化等、監視を強化すれば予防できるケースも多い。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
	10	取水水域の指導等で生物の混入を軽減出来る可能性があるのであれば、本法で指導すべき。	〃	1
	11	「人や物資に紛れて非意図的に持ち込まれる特定外来生物のうち、輸入、飼養等その他の取扱いの意思なくされる導入の場合でも、生態系等への被害が低減する理由にはなりえない。そのため、国内への侵入防止措置が必要である。このため、特定外来生物の非意図的な導入についても、主務大臣は関係者と調整をして導入経路や存在状況の把握に努めるとともに、導入経路となりうる輸入物資に関しての検査体制を充実させる。」に修文されたい。	ご指摘の点は、今後の検討課題として受け止めます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数	
	12	非意図的導入はフリーパスであるような誤解をしやすい表現であるので、「人体に付着あるいは物資への混入等、輸入、飼養等をその他の取扱いの意思なくされる導入については、本法の処罰の対象ではない。」に改める。	ご意見を踏まえて修文します。	1	
	13	内陸、内水面に限って法律を作るのであればやはり生態系を守るという背景は矛盾となるため、法案の内容を人間活動に関する被害ということで、全体における整合性を追求して欲しい。	本法は生態系等への被害の防止を目的としています。	1	
	14	非意図的導入は直接的な規制の対象とならないとしているが、被害が大きくて明確なものについては、輸入の制限など意図的導入に準じた対応すべきである。	特定外来生物に指定されれば、輸入は制限されます。	1	
				17	
	(2)	1	個体の処分について、「適切」では、心情的判断により評価が振れるため「…合理的な…」とすべき。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行うこととしています。	1
		2	この条文については賛成であり、動物の愛護及び管理に関する法律を十分考慮していただいて対応するようお願いしたいので、この条文は削除されることのないようお願いする。	参考とさせていただきます。	1
		3	特定外来生物に指定された動物に対しても、動物愛護管理法の考えにそった適切な取扱を明記して頂いた事に大変に感謝する。指定される動物は全て人為的な導入に起因し、動物が望んで日本の生態系等に被害をもたらしたのではないことから、反省も込めて適切な対応に努めていくべきと考える。	”	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	4	この基本方針は、動物の愛護及び管理に関する法律に違反していると考え、法律に違反した規則等は無効であると聞いたことがあるが、このような方針は正しいのか、疑問。	動物の取扱いについて、動物の愛護及び管理に関する法律に沿った適切な方法により行うものであり、違反していません。	1
				4
	(3) 1	経過措置として、具体的にどのような措置を考えているのか示すべきである。リサイクル法の時のように、施行以前の不法遺棄が増える可能性が多いにある。野外に遺棄される特定外来生物の個体数を増やさないために、対策を十分立てておく必要がある。	「当該飼養等を継続するための諸手続」については、特定外来生物の選定に際して現状の飼養等の状況を把握した上で対象となる生物毎に適切な方法を検討する必要があり、ご意見は今後の本法の運用に際し、参考にさせていただきます。	2
	2	この条文については賛成であります、「必要に応じ経過措置を設けるものとする。」という記述から「必要に応じ」という文言を削除し、「経過措置を設けるものとする。」と訂正願いたい。	”	1
	3	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の制定まで環境省で止めていた新たな地域での第5種漁業権の認定等についても、観光等経済的利用がなされ、必要性のある外来生物を利用する地域については法律の適用に伴い見直す必要がある。	第5種漁業権の認定等について、環境省で止めていたという事実はありません。なお、他の法令との関係については、具体的な特定外来生物の選定に際して必要な調整を行うことになると考えています。	1
	4	各地方自体などと連携し動物愛護センター等を利用して特定外来生物の受け入れ、ボランティア獣医師による殺処分をそこで実施する、代替の飼養者および使用機関をを斡旋するなど体制を整備するなどの措置が必要。	ご意見は今後の具体的施策の推進に当たり、参考にさせていただきます。	2
	5	特定外来生物に指定された場合、当該特定外来生物の大量放棄も想定され、継続飼養の手続きだけではなく、国や地方自治体での引き取り処分などの措置も考慮する必要がある。	遺棄の防止に関しては第3の1(6)に追記します。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	6	動物の脱出防止をはかる構造の檻の設計で、かつ動物の福祉にも反しない飼育環境(環境エンリッチメント)等について、飼育管理マニュアルの配布やアドバイスを行う必要があるため、「特定外来生物が指定された際、既に当該特定外来生物を飼養等している者について、当該飼養等を継続するための諸手続に関し、必要に応じ経過措置を設ける<とともに、相談窓口を設置する>ものとする。」とすべき。	「当該飼養等を継続するための諸手続」については、特定外来生物の選定に際して現状の飼養等の状況を把握した上で対象となる生物毎に適切な方法を検討する必要があります。	1
				8